

○景山医事専門官 お待たせいたしました。定刻を3分ほど過ぎておりますけれども、ただいまから第8回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催いたします。

本日は、ハイブリッドでの開催にて、構成員の皆様、御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、事務局に人事異動がございましたので、改めて事務局を紹介させていただきます。

まず、医事課長の林でございます。

○林医事課長 林でございます。よろしくお願いいたします。

○景山医事専門官 医事課長補佐の生駒でございます。

○生駒医事課長補佐 生駒でございます。よろしくお願いいたします。

○景山医事専門官 医事課の大石でございます。

○医事課大石 大石でございます。よろしくお願いいたします。

○景山医事専門官 私は医事課医事専門官を務めております景山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、大臣官房審議官の宮本でございますけれども、用務のため、遅れてウェブにて出席させていただき予定でございます。

また、本日も文部科学省医学教育課の菊池課長補佐にも御出席いただいております。

次に、構成員の出欠等についてでございます。本日は安保構成員より欠席との御連絡をいただいております。また、土井構成員については、多少遅れて御出席いただけると伺っております。

それでは、資料の確認をお願いしたいと思います。

本日の資料でございますけれども、議事次第、資料1、資料2-1及び資料2-2、参考資料でございますけれども、1から5を御用意しております。

資料の不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

なお、オンラインで構成員の皆様にご参加いただいております。御発言されます際には、Zoomサービス内の「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックいただき、座長の指名を受けた後に、マイクのミュートを解除の上、御発言をお願いいたします。また、御発言終了後は、マイクを再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、座長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○江頭座長 それでは、早速ですけれども、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題ですけれども、まず1つ目が、専任教員の人数等に関する主な意見と事務局提案。それから、2つ目が、検討会の取りまとめ報告書（案）ということになっています。

初めに、議題1「専任教員の人数等に関する主な意見と事務局提案」について、まずは事務局から資料1を御説明いただきます。続いて、安保構成員からの御意見書が届いてお

りますために、参考資料5としまして、続けてこれも事務局から御説明いただき、その後に議論したいと思います。

それでは、事務局から資料1の説明をお願いします。

○景山医事専門官 事務局でございます。

それでは、資料1を御覧ください。

資料の2ページ、3ページでございます。こちらは要望事項の全体像でございます。3ページのほうにございますけれども、赤で囲んである部分が本日御審議をいただく部分となっております。

では、本題のほうに入ってまいりたいと思います。

4ページ目、1つ目の検討課題、専任教員の人数及び教員となることができる職種についてでございます。

5ページに進みまして、こちらですけれども、前回の第7回検討会におきまして、構成員の皆様より頂戴いたしました御意見でございます。

専任教員の最低基準に関しましては、専門科目が2科目増える、教育内容の見直しをされることに伴い質の向上を図る。こういった観点においては、専任教員の人数を増やすことが必要であるというような御意見。一方で、専任教員の最低基準を引き上げなくても、様々な工夫をすることで何とかするのはないか、対応することができるのではないかとというような御意見。こういった御意見をいただいております。

そして、資料の下のほうの矢印にございますけれども、最後に、前回で構成員の皆様に最低基準の引上げについて御意見を伺ったところ、引き上げるべきという御意見が多数ございましたけれども、一方で推奨にとどめるべきという御意見もありまして、結論に至ってございません。これが前回までの状況でございます。

そして、専任教員の内訳については、現行どおりの専任教員のうち、言語聴覚士が何名必要であるかというのは明示していただきたいというような御意見もいただいております。

次の6ページになりますけれども、前回の検討会で結論に至っておりませんので、改めて議論いただくために、事務局のほうで、まだ個別の意向確認ができていない3年課程について、専任教員の配置状況と増員に関する考え方を調査すること。それに加えて、議論いただく上で、最低基準を引き上げるかどうかについて考慮すべき事項というのを改めて事務局で整理させていただいて、示させていただくということとしております。

その考慮すべき事項というのが下の四角の囲みの部分で、1つ目が、教育内容の見直しに伴い、総単位数が増えた場合、専任教員数のバランスは適切であるかという点。2つ目ですが、専任教員の数が引き上げられた場合に、増員が必要となる学校養成所がどの程度あるか。そして、養成所、学校が増員の必要についてどのように考えているのか。この2点が重要であるかなということで考慮すべき事項にしております。3点目、ちょっと別の観点でありますけれども、言語聴覚士の養成教育ということでございますので、言語聴覚士である専任教員の数は明示する必要があるのではないかとこの3点目の考慮すべき

事項として挙げさせていただいております。

続いて、7ページでございます。こちらが、そういった考慮すべき事項も踏まえまして、事務局から提案させていただくという内容でございます。

1点目、専任教員の人数についてでございますけれども、これまでの検討会の議論で、様々な教育内容の見直しをしております。御議論をいただいております。それで、総単位数がほかの医療関係職種と同程度に引き上げられる見込みとなっております。そういったことを踏まえると、質の高い教育をしていただく上では、ほかの医療関係職種と同じぐらいの人数の専任教員は必要ではないか。そして、後ほど紹介させていただきますけれども、調査をしておりますので、その調査の結果では、やはり専任教員の増員が必要ないという回答は少数、裏を返すと増員が必要であるというような回答が多かった。こういうことを踏まえて、専任教員の人数の最低基準を現行より1名引き上げることにについて提案させていただきたいと思っております。

2点目ですが、言語聴覚士である専任教員については、言語聴覚士としての教育の質を担保する観点から、専任教員のうち、言語聴覚士が占める人数の基準については、現行でも示しておりますけれども、やはり現行どおり示す必要があるのではないかと。こちらについて提案させていただきたいと思っております。

7ページの右下のほうにございますのが、改正のイメージとなっております。

続いて8ページ、こちらから、先ほど事務局から提案させていただいておりますけれども、その根拠となる資料になってございます。

先ほど挙げさせていただいた考慮すべき事項の①に関連するものとして、8ページにございますけれども、こちらは3年課程でほかの職種と言語聴覚士でどのようになっているかというような表になってございます。ほかの医療関係職種はおおむね100単位以上になっておりまして、専任教員の数は大体6名以上ということでございますので、言語聴覚士も101単位に引上げということであれば、6名以上というのは妥当ではないかなというような資料になってございます。

9ページが続きますが、2年課程も同じく81単位に引上げということになれば、5名以上というのが妥当ではないかと。下のほうが1年課程でございますが、こちらも81単位に引上げということになれば、ほかの職種でも同程度の単位数で4名以上ということでございますので、おおむね妥当かなということが読み取れる内容かと認識してございます。

続きまして、10ページでございますが先ほどの考慮すべき事項の2つ目に対応する資料で、3年課程に対しまして事務局のほうで調査を実施しましたというものでございます。調査対象でございますけれども、教員及び法人の代表者に調査を行っております。調査期間は6月下旬から7月上旬で、調査においてはウェブ上の回答フォームにて回答をいただいております。回収率ですが、教員、法人、それぞれ94.8%、87.9%と多くの皆様に御回答いただいております。

11ページになりますが、こちらがその調査の結果となっております。

既に6人以上の専任教員が配置されていますかという質問に対して、教員責任者、法人代表者、それぞれ7割以上のところで既に配置されていますというような御回答、一方でまだ配置されていないというような御回答が3割弱ございました。

この3割弱のところの方々に質問をしておりますのが、教育内容の見直しに伴い総単位数が増えた場合、教育の質を維持・向上するために専任教員の増員が必要でしょうかということをお聞きしております。その回答ですけれども、下にございますが、多くの教員責任者、法人代表者、それぞれ86.7%、73.3%と多くの方々に必要であるというような御回答いただいております。

そして、次のページ、こちらは参考ではございますが、前回の検討会で御要望の団体が実施した調査で、こちらの結果も御紹介しておりますけれども、2年課程のところに対して同じような内容の調査を実施しております、こちらについても教員責任者、法人代表者、それぞれ多くの方々が専任教員の増員が必要であるというような御回答になっております。

こういったことを踏まえて、先ほどの事務局の提案どおり、専任教員の増員のほうは1名引き上げることが妥当ではないかということで提案させていただいております。

1つ目の検討課題については、事務局からの説明は以上でございます。

続きまして、2つ目の検討課題の「専任教員の臨床能力の向上について」について説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

専任教員の臨床能力の向上について、これまでの検討会における議論の状況ですけれども、第6回の検討会におきまして構成員の皆様からいただきました御意見ですが、教育を行う者として、やはり臨床の現場の最新の状況というのは把握しておく必要があるというような御意見がある一方、雇用形態によってはなかなか実施できないのだというような御意見がございました。

そして、第7回の検討会におきましては、御要望いただいております団体における臨床活動に関する実態調査が行われておりまして、その結果について御報告をいただいております。それが下の表でございますけれども、その表を見てまいりますと、学内の臨床施設の有無については、ないというところも一定数ございます。そして、学内に臨床施設を持たない課程のうち、学外で臨床活動ができていないというような方々も一定数いるというような結果も出てございます。

これらの御意見とこの調査結果を踏まえまして、次の15ページになりますけれども、事務局のほうからこの件につきまして提案ということでさせていただきたいと思っております。こちらにございますが、教員の臨床能力の維持・向上は間違いなく必要なことであるというのは共通認識であると思っております。一方で、先ほどの調査結果を踏まえると、一定程度実施が困難なところもあるというところがございますので、そういったところを踏ま

えまして、臨床能力の向上というのは努力規定として新設とすることが妥当ではないかと提案をさせていただきたいと思っております。

右下のほうにございますのが改正のイメージとなっております。

続きまして16ページ、関連いたしまして、参考でございますけれども、ほかの職種でこの臨床能力の向上に関する規定がどのようなものになっているかというようなものを示す資料となっております。看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師においては、同じように臨床能力の向上に関する規定のほうは設けてございます。こちらは参考でございます。

2つ目の検討課題については以上になります。

続きまして、3つ目の検討課題でございます。「臨床実習に係る実務調整者の配置について」でございます。

18ページを御覧ください。

こちらは事務局からの提案になってございます。臨床実習の在り方につきましては、これまでの検討会で御議論いただいております。その議論の結果、臨床実習の単位数というのは12単位から15単位に増やすという内容。そして、3段階に分けてしっかりと実習をしていきたいと思いますということ。そして、実習前後の評価といったものが議論され、実施するということになってございます。こういうことを踏まえすと、きめ細やかな学生指導等、一層業務のほうも複雑化、量も増えてまいります。そういうことも踏まえて、臨床実習の管理を行う教員を新設してはどうかということで提案をさせていただきます。

具体的な規定ぶり、改正のイメージですが、右下のほうの赤字になっている部分でございます。こちらが具体的なイメージでございます。

続きまして19ページ、こちら先ほどと同じようにほかの職種でどのような規定になっているかという御参考の資料でございます。同じように看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師において、こういった臨床実習の実務調整者の関係の規定を同じように置いているという参考の資料となっております。

そのほかは参考の資料となっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

資料1についての説明は以上となります。

続きまして、安保構成員からいただいております意見書を紹介させていただきます。

参考資料5を御覧ください。

安保構成員からですけれども、専任教員の人数等に関する主な意見と事務局提案については、それぞれ事務局の提案に御賛成いただけるということで意見書を頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。3点について提案があったということかと思っております。

それでは、資料1の事項ごとに審議を進めていきたいと思っております。

それでは、まず1つ目、専任教員の人数及び教員となることができる職種についてということで、事務局提案について御意見がある方は御発言いただければと思います。よろしくお願いたします。

お願いします。

○神村構成員 神村でございます。

事務局には、修業年限3年以上の養成所につきまして改めて調査をしていただき、大変ありがとうございました。私は前回の第7回の際に、まだ資料がはっきりしない、実情がよく見えないという意見を持ちましたけれども、今回この調査結果を拝見いたしまして、状況についてよく納得いたしましたので、御提案いただきました6人という辺り、御提案いただきました事項についてはいずれも賛成させていただきます。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、もう一度、7ページかと思いますが、修業年限3年以上については6人以上で、職種としては言語聴覚士4人以上ということ。2年、1年についても赤で書いてあるとおりのことで、この御提案で皆様御同意いただけたということでよろしいでしょうか。

(構成員一同、首肯)

○江頭座長 ありがとうございます。それでは、こちらに関しては事務局提案のとおりとしたいと思っております。

では、こちらについて、事務局、よろしくお願いたします。

続いて、2番の専任教員の臨床能力の向上についてということで、これもなかなか前回議論があったところかと思いますが、資料というか、提案としては15ページに事務局からの提案が出ているということで、次のページにほかの職種についてもこういうことが書き込まれていると。それぞれ表現は違いますけれども、同じような内容のことが書かれているということで、努力規定ということで進めてはどうかという提案が出ていますが、こちらに関していかがでしょうか。御意見をいただければと思います。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 当たり前のことだと思いますし、教員の方々が何らかの形で臨床の研鑽を積みましようという表現ですので、これについて反対する理由は何もないと思いますので、私どもとしてはぜひ、本当は将来的に言うともっと臨床のそういう研鑽の目標みたいなことを入れてもいいのしょうけれども、まずは教員の皆さんも臨床のところで研鑽を積むというこの努力目標を各職種に並べられたというのは、それで結構だと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(構成員一同、首肯構成員)

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、こちらについても非常に妥当な御提案だということで、事務局提案のとおりということで進めていきたいと思えます。

それでは、こちらについても、事務局、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の事項に進ませていただきます。実務調整者の配置ということで、これは当然今までもこういった方はおられたのだと思うのですが、これを明示的にといたすか新設するという御提案をいただいていると思えます。資料で言うと18ページに臨床実習の管理を行う教員をということで、専任教員の中から1名以上、少なくとも1名は必要だということで御提案をいただいております。

こちらについてもまた御意見をいただければと思えます。いかがでしょうか。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 これも当たり前のことだと思えますけれども、ただ、私も不勉強で申し訳ないのが、同様の規定が理学療法とか作業療法とか、ほかの職種との対比というのは、この資料の中に、今までのにはついていたのですけれども、ついているかな。

○江頭座長 19ページについていると思えます。

○高木構成員 ついているね。こういう形で横並びということであれば、これも当然のことではないでしょうか。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。こちらも特に現状恐らくそうなっていると思われるのですけれども、それを改めて文章化するということと、ほかの職種とも整合性が取れた形にするという点で、妥当な提案のように私は思えますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(構成員一同、首肯)

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、こちらの3につきましても事務局提案のとおりということで進めていきたいと思えます。

それでは、事務局、こちらについてもよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、1が随分早く済んでしまいましたけれども、次の議題に進みたいと思えます。これが全体を通じての取りまとめ報告書ということになりますけれども、こちらの取りまとめ報告書(案)ということで、報告書案の事項ごとに区切って進めさせていただければと思えます。

それでは、まず事務局のほうから資料2-1、2-2について説明をお願いできればと思えます。よろしく願いいたします。

○景山医事専門官 事務局でございます。

取りまとめ報告書でございますけれども、本体の資料2-2のほうはかなりボリュームがございますので、資料2-1の概要のほうで説明をさせていただければと思っております。

ます。

それでは、資料2-1の一番最初、1つ目の事項でございますけれども、「国家試験の受験資格取得のための要件について」でございます。こちらは、検討会の中で言語聴覚士の養成教育が多様化してきているということで、そういったことに伴い、大学院を位置づけてはどうかということで提案させていただき、御議論いただいたものとなっております。

こちらについては、※書きで書いてありますけれども、去年の8月30日に省令の改正を経て既に施行済みというものがこの1つ目、1ページになります。

続いて2ページ、2つ目、「指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて」というところでございます。こちらにつきましては、検討会で御議論をいただき、科目の統廃合ですとか新設、そして、包括的な名称へ変更するなどをを行い、総単位数を93単位以上から101単位へ引き上げるといった内容になってございます。それが2つ目。

続いて、3ページでございます。3つ目、こちらは「臨床実習の在り方について」でございます。

(1) 臨床実習の中で実施する教育内容についてでございますが、高齢化社会の進展ということで言語聴覚士の職域も拡大しているといった背景がございますので、臨床実習を行う単位数が15単位と引き上げられますけれども、医療提供施設で中心に臨床実習をするということプラスほかの福祉の場での臨床実習についても努力義務化するなど、そういった見直し。そして、臨床実習前後の評価、振り返りなどにも1単位充てるといった内容でございます。

(2) 臨床実習の段階的な実施ということで、臨床実習を3段階に設けて体系的な指導をするという内容になってございます。それが(2)。

続いて4ページ、臨床実習の続きでございますけれども、(3) 臨床実習の教育効果を高めるというような観点で、臨床実習前後の評価、実習後の振り返りをしていきたいと思いますというのが(3)。

(4) 臨床実習指導者の要件についてでございますが、これまでの臨床実習指導者の要件である経験年数5年というところに加えまして、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者というような要件を設けるとというのが(4)。

そして、下の4つ目、告示第227号で指定する科目の見直し、審査基準の新設についてでございます。こちらについては科目承認校、いわゆる4号校と言われるような養成校についても、先ほどの2つ目で行った教育内容の見直しに伴い、こちらの科目のほうも見直しを行っております。それに加えまして、審査する基準についても教育の質を担保する観点からしっかりと審査基準を設けましたというものになります。

続いて、5ページになります。先ほどの続きでございますけれども、こちらは見直した内容の具体的な科目はこうなりましたというような表になってございます。

続いて6ページ、5つ目、「教員について」でございますが、(1)専任教員の人数について、こちらはまさしく先ほど御議論いただいた内容でございますけれども、専任教員を1名増員するという内容。

(2)専任教員となるに当たり必要となる要件についてでございます。こちらについては、現行であれば経験年数5年以上というところでございますけれども、新たに経験年数が5年以上で、大学で教育学に関する科目を4単位以上。そのほか、経験年数3年以上で大学院において教育学に関する科目を4単位以上。それ以外の場合であれば、経験年数5年以上で、厚生労働大臣の指定する講習を修了すれば専任教員になれる。こういった規定を新設するというような内容でございます。

(3)臨床実習調整者の配置について、これも先ほど御議論いただいたところの内容になっています。

6つ目、「その他について」となっております。

(1)備品についてでございます。こちらの備品についても、教育内容の見直しや現状に合わせて備品についての見直しの議論を行ってまいりました。それが(1)。

(2)第三者による外部評価の実施についてでございます。こちらについては、まずは自己点検、自己評価、そして、公表を行うということでまずは始めましょうということ。そして、第三者による評価については努力規定にするといった内容でございます。

(3)適用時期でございます。適用時期ですけれども、新カリキュラムにおける国家試験は令和9年度からやるということを念頭に、適用時期をこのようにしております。3年以上の課程であれば令和7年4月、2年課程であれば令和8年4月、1年課程であれば令和9年4月からとしてございます。

概要のほうで説明させていただきましたけれども、報告書に関する説明は以上となります。

○江頭座長 ありがとうございます。こちらの検討会で御議論いただいた内容がまとめてあるということで、まずは概要について御説明いただいたということかと思っております。

それでは、関連しまして、参考資料4として言語聴覚士協会、全国リハビリテーション学校協会の連名で意見書を頂いておりますので、こちらについて御説明をお願いいたします。

深浦構成員、お願いできますでしょうか。参考資料4でお願いいたします。

○深浦構成員 よろしくお願いたします。

報告書案についての意見書でございます。

本日の第8回検討会にて、言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会取りまとめ報告書案に対する意見として、以下のことについて御審議いただきたいと思っております。

資料2-2の取りまとめ報告書案の別添5、臨床実習指導者講習会の開催指針というものについてですが、この中の「3. 受講対象者」が実務経験5年以上の言語聴覚士となっております。この部分を「実務経験4年以上の言語聴覚士」へ修正していただくようお願い

いたします。

指定規則では臨床実習指導者の要件が5年以上の実務経験が必要であることから、臨床実習指導者講習会の受講者につきましても実務経験5年以上と解釈しておりました。しかし、受講対象者の要件について改めて考えますと、実務経験5年以上で臨床実習指導者になることを希望する場合には、前年度、つまり実務経験4年以上で講習会を受講することが必要になります。したがって、実務経験年数を5年以上ではなく4年以上としていただくようお願いいたします。1点目はこの点でございます。

2点目も続けてよろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いします。

○深浦構成員 同じように、報告書案の別添3になります。言語聴覚士養成所指導ガイドラインの別表、教育内容と教育目標の専門分野、発声発語・摂食嚥下障害学の教育目標の中で「発話障害」という表現があります。この部分を教育内容のタイトルに合わせて「発声発語障害」へ修正をお願いいたします。

まず、検討過程でこの部分が変わったことに気づかなかったことについておわび申し上げます。しかしながら、発声発語・摂食嚥下障害学に該当する教育目標は発話障害、摂食嚥下のみの記載です。言語聴覚障害学の領域では、発話障害には音声障害を含まないことが通常であるため、発話障害、摂食嚥下障害の記載では発声発語障害領域の教育内容に網羅されない障害が出る可能性があります。一方、発声発語障害はこれまでも使用されてきた領域名でありますので、網羅されないという障害が出る心配はありません。このため、発話障害を発声発語障害へ修正いただくようお願いいたします。

同様に、別添4の指定する科目の協議の審査基準の別表2、別表1の科目の協議審査基準、また、別添4の別表2においては、指定科目の発声発語・摂食嚥下障害学の教育目標に、発話障害（音声障害、構音障害、吃音・流暢性障害を含む）や摂食嚥下障害となっています。別添3の養成所指導ガイドラインにおける科目の内容と異なっています。発話障害（音声障害、構音障害、吃音・流暢性障害を含む）を別添3と同様に発声発語障害へ修正していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、全体として資料の報告書案の事務局からの御説明、それから、深浦構成員からの要望というところで、どこでも結構ですけれども、御意見をいただければと思います。よろしくようお願いいたします。

参考資料5のところですね。安保先生から2についても御意見をいただいておりますので、そちら、事務局から御紹介をお願いいたします。

○景山医事専門官 事務局でございます。

参考資料5を御覧ください。

安保構成員からの意見書でございますけれども、2つ目のほうに報告書案についてとい

うことで、こちらについても、先ほど深浦構成員から御説明をいただきました。こちらについての御意見をいただいておりますので、いずれについても賛成であるということで、構成員から意見書を頂戴しておりますので、御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。取りまとめですので、全体としては今まで議論した内容が十分反映されているかなと思うので、そこはあまり御意見はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、少し焦点を絞ると、深浦構成員からの3つといいますか2つの御提案といいますか要望についてはいかがでしょうか。

お願いします。

○神村構成員 神村でございます。

現場をよく御存じの協会の深浦先生の御発言で、妥当なものだと思っております。5年以上ではなくて4年以上とする件、それから、発声発語障害に関する件について、いずれも賛成いたします。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 基本的に全く異論はございませんけれども、前に、私がこう言うのもおかしいのですけれども、教員の資格といったときに、ある意味では既得権益ということで、研修会を受けるのを既存の教員については除外するという話になっているわけです。ただ、これは、私どもとしては、我々医者もそうですけれども、いい臨床医が教員になるわけではなくて、医学部の臨床実習の指導者になるに当たってワークショップだとかいろいろなことを最初私はどうかと思ったのですけれども、やはり我々、教育とかそういうことについて勉強する機会がない中で、そういう教育関係の科目を受けるというのは、本来、既存の教員についても学校協会としてはやってもらってもいいですよという話だったのですけれども、最初から強制するのもあれだからということで、一応私ども学校協会としては、既存の教員についてもできるだけこういう研修を受けていただくということを推奨していきたいと思っていますし、次の改定ときにはもう少しきちんとした形での教員の基準について検討していただければ。

今回のこの報告書についてはこのとおりで結構だと思いますし、あとは、この実習指導者の講習会をこれから本当に命がけでやってかなくてはいけないわけで、やはりPT協会とOT協会は非常に足腰がしっかりした組織で、各県の協会と協力して、我々の協会も協力しながら、何万人という単位の実習指導者の講習会を行ってきて、PT、OTのほうは今、何とかかなりつつあります。ですから、これは我々とST協会が協力して、また、皆さんの御支援を仰ぎながら、実習指導者の講習会をしっかりした形でやっていくということがこれから一番大きな話になってくると思いますので、皆様の御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

げます。

○江頭座長 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかはいかがですか。

よろしいでしょうか。2つ目の御提案は要項に関するもので、よりふさわしいものという事ですので、多分これで御同意いただいたのかなと思います。一応念のため確認ですが、よろしいですね。

(構成員一同、首肯)

あと、講習会のほうの受講要件と、それから、専任教員の要件というのが年度を変えるということですね。深浦先生。

○深浦構成員 臨床実習指導者講習会の受講です。臨床実習指導者になるためには実務経験5年以上というのは以前からそうでした。けれども、それを実施するためには、その前の年度にそういう講習会を受講しておかないと、5年になったときにできないので、講習会の受講を実務経験4年以上の言語聴覚士という形にということでございます。

○江頭座長 失礼しました。臨床実習指導者のほうの5年というのは維持するということで、あくまで講習会の受講要件を4年にするという事ですね。

そうかなとは思いますが、ややトリッキーな感じもあるのですけれども、よろしいでしょうか。

この講習会は大体1年でいつ頃やっているのですか。あるいはこれからやるのですか。

○深浦構成員 これが、先ほど高木先生からもお話がありましたが、最初のうちに相当数育成しないといけませんもので、年度でまだ何回やれるかというのは、今計画を立てているところでございます。それから、実施方法等についてもこれから検討、方法といういろいろなやり方についても厚生労働省と相談しながらやっていかないとはいえないと思っていますので、今、準備は進めておりますが、今度これが発出された後に厚労省と協議をして、これでオーケーというゴーサインをいただいてから進めていくという形になります。ですから、それが何月になるかは、こちらはまだ決め切れてはいないという状況でございます。

○江頭座長 まだ分からないということですね。ありがとうございます。

ちなみに、何で言うかということ、医師の臨床研修の指導医という資格があつて、こういう講習会をやっているのですけれども、それは医師の経験7年なのですが、受講自体はいつでもいいということになって、いろいろ誤解があるのですけれども、7年以上の方だけいつも応募してくるのですけれども、実は若くても受けるだけは受けてよくて、でも指導員にはなれなくて、7年目から指導医になるという仕組みになっているので、4年と限定する必要すらないのかなともちょっと思ったのですけれども、4年でよろしいですか。3年でもいいのではないかとか、それは例えば1年やっていたらいいのではないかとか、医師はそうになっている。医師というか、臨床研修についてはそうになっているということです。

○深浦構成員 ありがとうございます。

だけでも、言語聴覚士の場合には、最初、卒業してすぐからは何年か恐らく初期研修みたいなものもないので、そういう時期になりますので、やはりある程度の年限以上ということにはなるかとは思いますが。

○江頭座長 よろしいでしょうか。

ほかの職種と必ずしも合わせる必要はもちろんないと思うのですが、その辺は何か資料みたいなものはお持ちですか。御存じの方がおられれば。

○高木構成員 PT、OTは4年以上という同じ基準になっているということで、ただ、おっしゃるとおりで、教員とか臨床実習指導者の講習会も混んでいるとその年に受けられない可能性があるもので、確かに将来的に見れば3年目、4年目ぐらいでも受けておいてもいいよと。江頭座長が言われるように早めに受けてということも考えられる。ただ、今回はPT、OTと横並びにしておいて、次の改定のときにもう一回、例えば3年目ぐらいからでもいいよとするかどうかということによろしいのではないのでしょうか。

○江頭座長 ありがとうございます。

一応念のため確認させていただきました。4年と明示すると分かりやすくはあるかなと思います。高木先生が言われたとおりの懸念が起きるかどうかは、今後やりながらということなのかなと今思いました。

それでは、御提案の方法で、こちらの検討会ではその方向で認めていただいたということで大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

(構成員一同、首肯)

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、資料2-2、検討会の報告書案のほうに今いただいた参考資料4に関しまして反映させたものを修正案という形で進めさせていただこうかと思っております。これは細かい修正ということになるかと思しますので、最終的には座長のほうに一任いただくということでお願いできればと思います。

本日用意しました内容は以上ということになりますが、よろしいでしょうか。構成員の皆様からほかに何か御意見とかよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。非常に貴重な意見をいただいて、御検討いただいて、大変重要な報告書案がつくれるということになりましたので、改めて御礼申し上げます。

それでは、最後に宮本審議官から御挨拶いただければと思います。よろしくお願いたします。

○宮本大臣官房審議官 医政局担当の審議官の宮本でございます。

最後に一言、御礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

構成員の皆様方におかれましては、令和4年1月28日の第1回以降、8回にわたりまして、本会議での議論に精力的に御参加をいただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

本検討会におきましては、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化への対応、あるいは地域包括ケア、放課後等デイサービス、特別支援学校等における専門職とし

でのニーズの拡大など環境の変化に伴う対応、そして、言語聴覚士の質の向上を図るために、養成に必要な教育内容、臨床実習の在り方など、皆様方の御見識に基づきまして、幅広く詳細な御検討をいただきました。この検討会で御議論いただきましたことが、国民の信頼と期待に応える言語聴覚士の養成につながるものと強く思っているところでございます。

厚生労働省といたしましては、報告書が取りまとまりましたら、文部科学省と連携しながら指定規則の改定等を進めていきたいと考えております。

皆様方におかれましては、今後とも医療行政の推進、特に言語聴覚士の養成等にさらなるお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これまでの御検討、誠にありがとうございました。

○江頭座長 ありがとうございました。

改めて私のほうからも御挨拶ということになりますけれども、まずは今の報告書を少し修正しまして、こちらの報告書を厚生労働省のほうに提出していきたいと思っております。

それから、構成員の皆様におかれましては、私もあれなのですけれども、令和4年の1月からということで本当に長期間にわたって、8回開催させていただきましたけれども、この検討会に御出席いただき、非常に貴重な御議論をいただいて、最終的には皆様の御協力によって本日報告書がまとまったということで、改めて厚く御礼を申し上げたいと思っております。

本当に長期間にわたり、ありがとうございました。御礼を申し上げます。

それでは、これで本日のといたしますか、「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を終了したいと思います。本当にありがとうございました。